

(広報資料)

京町家の良さを生かした改修を行った建物のほか、
京町家の知恵が受け継がれていると認められる新築
の建物や、京町家が持つ生活文化を継承した住まい方
を実践する個人や団体も募集しています！
SNS で他薦も OK！

令和元年 7 月 1 7 日
京 都 市
都 市 計 画 局

（担当：まち再生・創造推進室）
電話：2 2 2 - 3 5 0 3

本事業は宿泊税を活用しています。

「令和元年度京都景観賞 京町家部門」の実施に係る 表彰候補及び市民公募委員の募集について

この度、京都市では、京都の町並み、歴史・文化の象徴である京町家と、京町家が伝える生活文化の保全・継承の実践事例を表彰することを目的として、京都景観賞に新たな部門「京町家部門」を設置いたします。

つきましては、下記のとおり対象となる京町家等を広く募集します。

また、これらの応募いただいた案件の中から表彰対象を選考する「京都景観賞審査委員会」の市民公募委員も募集しますので、併せてお知らせします。



記

1 京都景観賞「京町家部門」の募集概要

(1) 実施の目的

京都の町並み、歴史・文化の象徴である京町家と、京町家が伝える生活文化の保全・継承の実践事例を表彰することを目的とします。

(2) 募集対象（対象の詳細やイメージについては、別紙を御参照ください。）

募集は、次に掲げる3つの区分ごとに行います。

ア 京町家の良さを生かした、望ましい修繕・改修をされた京町家

イ 京町家の知恵を受け継いでいると認められる新築等の建物※

ウ 京町家における生活文化を継承した住まい方を実践する個人又は団体

※ 「新築又は改修された建物」を意味します。

(3) 応募に必要な事項

応募に必要な事項は、募集区分に応じ、それぞれ次のとおりです。

ア 「望ましい修繕・改修をされた京町家」の区分

- (ア) 京町家の所在地
- (イ) 京町家の写真（可能であれば、内部の写真や、改修前後の写真もお送りください。）
- (ウ) 応募する京町家を含んだ周辺の景観の写真
- (エ) 応募又は推薦のポイント

イ 「京町家の知恵を受け継いでいると認められる新築等の建物」の区分

- (ア) 建物の所在地
- (イ) 建物の写真（可能であれば、内部の写真もお送りください。）
- (ウ) 応募する建物を含んだ周辺の景観の写真
- (エ) 応募又は推薦のポイント
- (オ) 平面図，配置図，立面図等の図面（可能な場合）

ウ 「京町家における生活文化を継承した住まい方を実践する個人又は団体」の区分

- (ア) 個人又は団体の名称
- (イ) 応募又は推薦のポイント
- (ウ) 住まい方の実践の様子がわかる写真

(4) 応募資格及び応募方法

応募資格に制限はありません。京町家の所有者等による自薦のほか、それ以外の方による他薦も受け付けます。

ア Eメール，WEBサイトの応募フォームでの御応募

まち再生・創造推進室への「Eメール」又はまち再生・創造推進室のホームページに設置する「応募フォーム」で応募いただけます。

Eメール：machisai@city.kyoto.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000254470.html>

イ SNS（Instagram，Twitter，Facebook）での御応募

- (ア) 投稿記事にハッシュタグ「#京都景観賞京町家部門」をつけてください。
- (イ) 募集区分に応じた必要事項を記載して投稿してください。

ウ 郵送又は持参での御応募

各区役所等で配布する募集パンフレットの応募用紙に記入のうえ、写真等を添付し、まち再生・創造推進室に郵送又は持参してください。募集パンフレットは、令和元年8月9日（金）から、市役所案内所、各区役所・支所等で配布するほか、まち再生・創造推進室ホームページにも掲載します。

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000254470.html>

エ 応募先及び問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎2階

京都市都市計画局まち再生・創造推進室 京町家保全・継承担当

電話：075-222-3503 FAX：075-222-3478

Eメール：machisai@city.kyoto.lg.jp

(5) 募集期間

令和元年8月9日（金）～同年9月9日（月）※郵送の場合は当日消印有効。
持参の場合は同日午後5時まで。

(6) 選考等

京都景観賞審査委員会での選考を基に、今後の京町家施策の展開に資する特に優れた取組を表彰させていただきます。選考結果は、受賞案件の所有者等に通知します（推薦者への個別の通知はありません）。

なお、過去の京都景観賞において表彰されたものについては、表彰対象とはしませんので御了承ください。

表彰式の開催予定日等の詳細については、後日改めてお知らせします。

(7) 表彰の内容

受賞者には、表彰状をお渡しします。また、評価が高かった案件などの一部の表彰者には、記念品を贈呈する予定です。

(8) 留意事項

ア 提出された写真等は返却しません。

イ 案件の所在地等が特定できない場合や、選考の段階で、応募された物件の所有者等から選考対象とすることについて了解が得られない場合などは、御応募いただいた案件について選考しないことがありますので、御了承ください。

ウ 御提出いただいた写真等は、対象物件の所有者の方等関係者の了解を得たうえで、無償で次の用途で使用させていただくことがあります。

(1) 入賞作品集のほか、京都市発行の印刷物、ホームページ等での使用（使用にあたっては、自由に加工できるものとします。）

(2) 「既存の京町家の改修に関するガイドラインの作成」や「京町家と認められる新築等の住宅のあり方及び誘導策の検討」など、京都市の京町家の保全・継承施策の検討における参考資料

2 市民公募委員の募集概要

(1) 委員の職務

「京都景観賞審査委員会」の委員として、応募案件の中から、表彰対象の選考をしていただきます。

(2) 募集人数

2名程度

(3) 任期

委嘱の日（令和元年9月頃）～令和2年3月31日（火）

※ 審査委員会は、10月及び11月の平日に、合計で2回開催する予定です。

(4) 応募資格

令和元年8月1日現在で、次の条件を満たす方

ア 市内に在住又は通勤、通学される18歳以上の方（国籍は問いませんが、日本語での会話が可能な方。ただし、国及び地方公共団体の議員又は常勤の公務員は除く。）

イ 本市の他の附属機関に2つ以上、市民公募委員として参画していない方（本市では、多くの市民の皆様が市政に参画できるよう、市民公募委員の就任は、1人当たり2附属機関を上限としておりますので御了承ください。）

(5) 応募方法

応募用紙に必要事項を御記入のうえ、持参、郵送、FAX、Eメール又はまち再生・創造推進室ホームページに設置する応募フォームで御応募ください。御提出いただいた応募用紙は返却しませんので、御了承ください。

応募用紙は、令和元年8月9日（金）から、市役所案内所、各区役所・支所等で配布するほか、まち再生・創造推進室ホームページにも掲載します。

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000254470.html>

(6) 応募先及び問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎2階

京都市都市計画局まち再生・創造推進室 京町家保全・継承担当

電話：075-222-3503 FAX：075-222-3478

Eメール：machisai@city.kyoto.lg.jp

(7) 応募期間

令和元年8月9日（金）～同年9月9日（月） ※郵送の場合は同日必着。

持参の場合は同日午後5時まで。

(8) 選考方法

選考委員会を設置し、応募用紙のみにより選考させていただきます。選考結果は、9月中に応募者全員に文書でお知らせします。

なお、市民公募委員として選出された場合は、氏名を公表させていただきます。

(9) 委員報酬

審査委員会出席ごとに、委員報酬をお支払いします。

「京都景観賞 京町家部門」募集対象の詳細及びイメージについて

1 「望ましい修繕・改修をされた京町家」の区分

既存の京町家^{※1}の優良な改修事例を募集します。

- (1) 外観に限らず、建物内部だけの修繕・改修事例も応募いただけます。
- (2) 部分的な修繕・改修事例も応募いただけます。
- (3) 募集対象とする京町家のイメージは、以下のとおりです。

※1 対象となる京町家は、昭和25年11月22日以前に建築されたものであることなど、「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」第2条第1号に定める京町家の定義に該当するものとしますが、該当するかどうかについては、京都市で確認します。

イメージ

- 京町家の良さを生かした改修がなされている京町家
- 伝統的な形態や意匠を維持しつつ、現代の生活に合わせ、快適な暮らしができるような改修が施された京町家
- 伝統的な形態・意匠に復元した京町家

など

2 「京町家の知恵を受け継いでいると認められる新築等の建物」の区分

新築の建物や、昭和25年以降に建てられた建物^{※2}の改修事例で、京町家の要素が取り入れられている建物を募集します。

- (1) 現代的な建物も対象で、木造のほか、非木造も選考対象です。
- (2) 外観に限らず、内部空間等、建物内部の状況だけでも選考対象とします。
- (3) 建物の部分的な要素でも応募いただけます。
- (4) 募集対象とする建物のイメージは、以下のとおりです。

※2 昭和25年11月23日以後に建てられた建物を対象とします。なお、建築年月日が不明な場合であっても、応募いただいたものを京都市で確認します。

イメージ

- 地域社会とゆるやかにつながり、互いに心地よく暮らせる建物

- ・ まちと、程よくつながる仕掛けのあるもの（伝統的な町家の通り庇の軒下空間や、通り庭のような機能をもつ仕掛けなど）
 - ・ 地域コミュニティと調和した優良な集合住宅
- など

- 四季や自然を楽しめる建物

- ・ 通り庭や坪庭、奥庭を現代に生かしたもの
 - ・ 風通しや自然採光等、快適な居住空間を実現しつつ自然とうまく付き合えるもの
 - ・ 季節ごとの飾りや花などの「しつらい」を楽しめるもの（床の間や違棚といった伝統的なしつらい空間だけでなく、新しい柔軟なアイデアも対象です。）
 - ・ 内装や外装に自然素材をうまく使っているもの
- など

○ 長く使い続けられる工夫がされた建物

- ・ 経年変化が楽しめる工夫をしているもの
- ・ メンテナンスしやすい工夫をしているもの など

○ その地域の町並みや特徴になじんだ建物

- ・ 町並みを踏まえて駐車スペースを工夫しているもの
- ・ その地域の景観になじんだ外観意匠のもの（伝統様式を踏襲しているもののほか、現代的な意匠であっても町並みにうまくなじんでいるようなものも対象です。）
- ・ 地域の歴史やお祭りなどの地域活動等、その場所の文化を踏まえて造られたもの など

○ 伝統技術や技能を生かした建物

- ・ 木組や左官等の伝統技術・技能を生かした構法や材等を採用しているもの
- ・ 畳など和の空間をうまく設けているもの
- ・ 古建具や古材をうまく活用しているもの など

など

3 「京町家における生活文化を継承した住まい方を実践する個人又は団体」の区分

京町家とその暮らしの文化を大切にし、受け継がれている個人や団体を広く募集します。

(1) 「京町家ならではの暮らし」を続けられている方をはじめ、それを支援する活動や、店舗としての利用等も含め、京町家での暮らし等の魅力を広めることなどを行っている個人又は団体を、広く対象とします。

(2) また、「地蔵盆では必ず自宅の京町家を開放し、御近所の方を受け入れている」などの取組でも実施しているのであれば、応募いただけます。

(3) 募集対象とする個人や団体のイメージは、以下のとおりです。

イメージ

- 端午の節句や雛祭りなどの伝統行事を大切にした暮らしを送る個人の方
- 京町家と所縁が深い伝統産業などを営み、職住が一体となった生活を送る事業者（個人や団体）
- 京町家の維持管理など、京町家ならではの暮らしを支援する団体
- 京町家の魅力を伝える活動を行う事業者や市民活動団体
- 産学連携などにより、京町家の保全・継承を進める事業者や団体 など